

ID: 106

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	八頭町敬老年金支給条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第108号		
<p>【根拠条文】 (認定) 第5条 高齢者は、年金の支給を受けようとするときは、その受給資格について、町長の認定を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。</p> (定義) 第2条 この条例において「高齢者」とは、次の要件を満たす者をいう。 (1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)附則第32条第1項の規定により老齢福祉年金の支給を受ける権利を有していること。 (2) 改正法附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)(以下「旧法」という。)第79条の2第5項において準用する旧法第66条第2項の規定により老齢福祉年金の全部の支給が停止されていること。 (3) 町内に住所を有していること。 (年金の支給) 第3条 町長は、高齢者に対し、敬老年金(以下「年金」という。)を支給する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日